

## 65歳以上の方の介護保険料が決まりました

令和3年  
4月から

65歳以上の方の介護保険料は、今後3年間でどのような介護サービスがどれくらい必要になるかを判断して設定をしました。令和3～5年度の介護保険料の年額は、以下のとおりです。

所得段階	対象となる方	負担割合	保険料(年額)
第1段階	生活保護の受給者・中国残留邦人等の支援給付受給者、および世帯全員が住民税非課税かつ老齢福祉年金 <sup>(※1)</sup> を受けている方	軽減前	0.30 21,300円
		軽減後	0.10 7,100円 0.20 軽減額
第2段階	世帯全員が住民税非課税かつ本人の前年の年金以外の合計所得金額 <sup>(※2)</sup> と課税年金収入額の合計額が80万円以下の方	軽減前	0.60 42,600円
		軽減後	0.35 24,900円 0.25 軽減額
第3段階	世帯全員が住民税非課税かつ本人の前年の年金以外の合計所得金額 <sup>(※2)</sup> と課税年金収入額の合計額が120万円を超える方	軽減前	0.75 53,300円
		軽減後	0.70 49,800円 0.05 軽減額
第4段階	世帯に住民税課税者がいるが本人は住民税非課税で、本人の前年の年金以外の合計所得金額 <sup>(※2)</sup> と課税年金収入額の合計額が80万円以下の方	0.80	56,800円
第5段階	世帯に住民税課税者がいるが本人は住民税非課税で、本人の前年の年金以外の合計所得金額 <sup>(※2)</sup> と課税年金収入額の合計額が80万円を超える方	1.00	71,000円 (基準額)

※上記の年金収入額には遺族・障害年金などの住民税がかからない年金は含めません。

※第1・2・3段階の方の保険料は公費投入により軽減されています。

※以下は本人に住民税がかかっている場合に該当する所得段階です。

第6段階	本人が住民税課税かつ前年の合計所得金額 <sup>(※2)</sup> が125万円未満の方	1.15	81,700円
第7段階	本人が住民税課税かつ前年の合計所得金額 <sup>(※2)</sup> が125万円以上210万円未満の方	1.25	88,800円
第8段階	本人が住民税課税かつ前年の合計所得金額 <sup>(※2)</sup> が210万円以上320万円未満の方	1.50	106,500円
第9段階	本人が住民税課税かつ前年の合計所得金額 <sup>(※2)</sup> が320万円以上500万円未満の方	1.65	117,200円
第10段階	本人が住民税課税かつ前年の合計所得金額 <sup>(※2)</sup> が500万円以上800万円未満の方	1.75	124,300円
第11段階	本人が住民税課税かつ前年の合計所得金額 <sup>(※2)</sup> が800万円以上1,000万円未満の方	2.00	142,000円
第12段階	本人が住民税課税かつ前年の合計所得金額 <sup>(※2)</sup> が1,000万円以上1,500万円未満の方	2.15	152,700円
第13段階	本人が住民税課税かつ前年の合計所得金額 <sup>(※2)</sup> が1,500万円以上2,000万円未満の方	2.30	163,300円
第14段階	本人が住民税課税かつ前年の合計所得金額 <sup>(※2)</sup> が2,000万円以上の方	2.45	174,000円

(※1) 明治44年4月1日以前生まれの方や、一定要件を満たす大正5年4月1日以前生まれの方が受けている年金です。

(※2) 上記の合計所得金額とは、収入金額から必要経費に相当する金額を差し引いた金額で、扶養控除や医療費控除等の所得控除をする前の金額、株式等の繰越控除を受けている場合はその適用前の金額です。税制改正に伴う個人所得課税の見直し後の金額となります。租税特別措置法に規定される長期又は短期譲渡所得に係る特別控除額がある場合は控除後の金額となります。

令和3年度

# 介護保険制度改革のお知らせ



令和3年度の4月から、サービスを利用したときの費用や介護保険料などが変更されます。主な変更点についてお知らせしますので、制度改革にご理解をお願いいたします。



## 介護保険制度改革のポイント

令和3年度

### 【介護保険サービスの費用に関する主な変更点】

- 施設サービスを利用したときの「食費」の基準費用額の変更(令和3年8月から) → P.2
- 特定入所者介護サービス費の支給要件等の変更(令和3年8月から) → P.2
- 高額介護サービス費の限度額等の変更(令和3年8月から) → P.3

### 【基本的に3年ごとに見直される変更点(令和3年4月から)】

- 介護保険サービスを利用したときにかかる費用(報酬単価)の変更 → P.3
- 65歳以上の方の介護保険料が決まりました → P.4

※このパンフレットは、令和3年3月までの情報をもとに作成しています。内容は今後変更されることがあります。

国分寺市 高齢福祉課

☎ 042-321-1301(直通)

## 施設サービスを利用したときの「食費」の基準費用額の変更

令和3年  
8月から

施設の平均的な費用をもとに、基準費用額が定められています。実際の費用は施設と利用者との契約により決められます。

### 居住費(滞在費)・食費の基準費用額(1日あたり)

居住費(滞在費)				食費	
従来型個室	多床室	ユニット型個室	ユニット型個室的多床室	令和3年7月まで	令和3年8月から
1,668円(1,171円)	377円(855円)	2,006円	1,668円	1,392円	1,445円

( )内の金額は、介護老人福祉施設に入所した場合または短期入所生活介護を利用した場合の額です。

## 所得の低い方が施設に入所したときの居住費・食費の自己負担限度額等の変更

令和3年  
8月から

### ●所得が低い方は、居住費と食費の負担が軽くなります

所得が低い方に対しては、所得に応じた自己負担の上限(限度額)が設けられており、これを超える利用者負担はありません。超えた分は「特定入所者介護サービス費」として、介護保険から給付されます。

●給付を受けるには、市区町村への申請が必要です。



- 対象となる施設・サービス
- 介護老人福祉施設(地域密着型も含む)
  - 介護老人保健施設
  - 介護療養型医療施設
  - 介護医療院
  - 短期入所生活介護(介護予防も含む)
  - 短期入所療養介護(介護予防も含む)

### 1日あたりの居住費・食費の自己負担限度額

令和3年7月まで

利用者負担段階	所得の状況 <sup>*1</sup>	預貯金等の資産 <sup>*2</sup> の状況	居住費(滞在費)				食費
			従来型個室	多床室	ユニット型個室	ユニット型個室的多床室	
1	生活保護受給者の方等	単身:1,000万円以下 夫婦:2,000万円以下	490円(320円)	0円	820円	490円	300円
2	老齢福祉年金受給者の方		490円(420円)	370円	820円	490円	390円
3	前年のその他の合計所得金額+年金収入額(非課税年金を含む)が80万円以下の方		1,310円(820円)	370円	1,310円	1,310円	650円

変更ポイント 対象者の要件、食費の限度額を変更(令和3年8月から)

令和3年8月から

利用者負担段階	所得の状況 <sup>*1</sup>	預貯金等の資産 <sup>*2</sup> の状況	居住費(滞在費)				食費
			従来型個室	多床室	ユニット型個室	ユニット型個室的多床室	
1	生活保護受給者の方等	単身:1,000万円以下 夫婦:2,000万円以下	490円(320円)	0円	820円	490円	300円
2	老齢福祉年金受給者の方		490円(420円)	370円	820円	490円	390円[600円]
3-①	前年のその他の合計所得金額+年金収入額(非課税年金を含む)が80万円以下の方	単身:650万円以下 夫婦:1,650万円以下	1,310円(820円)	370円	1,310円	1,310円	650円[1,000円]
3-②	前年のその他の合計所得金額+年金収入額(非課税年金を含む)が80万円超120万円以下の方		1,310円(820円)	370円	1,310円	1,310円	1,360円[1,300円]

( )内の金額は、介護老人福祉施設に入所した場合または短期入所生活介護を利用した場合の額です。

[ ]内の金額は、短期入所生活介護または短期入所療養介護を利用した場合の額です。

※1 住民票上世帯が異なる(世帯分離している)配偶者(婚姻届を提出していない事実婚も含む。DV防止法における配偶者からの暴力を受けた場合や行方不明の場合等は対象外)の所得も判断材料とします。

※2 [預貯金等に含まれるもの] 資産性があり、換金性が高く、価格評価が容易なもの。

\*第2号被保険者は、利用者負担段階に関わらず、預貯金等の資産が単身:1,000万円以下、夫婦:2,000万円以下であれば支給対象となります。

不正があった場合には、ペナルティ(加算金)を設けます。

## 高額介護サービス費の対象となる方の区分を細分化し、新たな限度額を設定

令和3年  
8月から

### ●自己負担が高額になったときの負担軽減

同じ月に利用した介護サービス利用者負担(1~3割)の合計が高額になり、下記の限度額を超えたときは、超えた分が「高額介護サービス費」として後から給付されます。

- 給付を受けるには、市区町村への申請が必要です。
- 同じ世帯にサービス利用者が複数いる場合は、全員の利用者負担を合計します。



### 自己負担の限度額(月額)

令和3年7月まで

区分	限度額
現役並み所得相当の方(課税所得約145万円(年収約383万円以上))	44,400円(世帯)
住民税課税世帯の方	44,400円(世帯)
世帯全員が住民税非課税	24,600円(世帯)
・老齢福祉年金受給者の方 ・前年のその他の合計所得金額+課税年金収入額が80万円以下の方等	24,600円(世帯) 15,000円(個人)
生活保護受給者の方等	15,000円(個人)

令和3年8月から

区分	限度額
課税所得約690万円(年収約1,160万円)以上の方	140,100円(世帯)
課税所得約380万円(年収約770万円)以上~課税所得約690万円(年収約1,160万円)未満の方	93,000円(世帯)
課税所得約145万円(年収約383万円)以上~課税所得約380万円(年収約770万円)未満の方	44,400円(世帯)
上記以外の住民税課税世帯の方	44,400円(世帯)
世帯全員が住民税非課税	24,600円(世帯)
・老齢福祉年金受給者の方 ・前年のその他の合計所得金額+課税年金収入額が80万円以下の方等	24,600円(世帯) 15,000円(個人)
生活保護受給者の方等	15,000円(個人)

変更ポイント

「現役並み所得相当」である方の区分を細分化し、新たな限度額を設定(令和3年8月から)

## 介護保険サービスを利用したときにかかる費用(報酬単価)の変更

令和3年  
4月から

### ●介護報酬は3年ごとに国による見直しが行われています

令和3年度の介護報酬改定では、感染症や災害が発生した場合を含めて、利用者に必要な質の高いサービスが安定的・継続的に提供される体制の構築を図るため、各基準や報酬の見直しが行われました。これにより介護保険サービスを利用したときにかかる費用が変更となる場合があります。

- 介護保険サービスを利用したときは、原則として実際にかかる費用の1~3割を支払います。

令和3年度介護報酬改定率 + 0.70%

(※この中には、新型コロナウイルス感染症に対応するための特例的な評価として、令和3年9月末までの0.05%が含まれています。)